

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

◇ 告 示 新たに生じた土地の確認(市町村振興課)

字の区域の変更(〃)

土地改良事業の認可申請の適否の決定(農村整備課)

保安林の指定予定(森林保全課)

開発行為に関する工事の完了(都市計画課)

都市計画の変更予定(〃)

◇ 告 告 クリーニング師試験の実施(衛生課)

告 示

鳥取県告示第七百四十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九条の五第一項の規定に基づき、青谷町長から同町の区域内に次のとおり新たに生じた土地を確認した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成五年九月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

新たに生じた土地の位置(平成五年七月一日現在の地番による。)

新たに生じた土地の面積

青谷町大字青谷字夏泊五五一七の地先

一、八三六・三四平方メートル

鳥取県告示第七百四十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、青谷町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成五年九月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する
字の名称

同上の区域(平成五年七月一日現在の地番による。)

大字青谷字赤鯛

大字青谷字赤鯛の全域

大字青谷字夏泊五五一七の地先の公有水面埋立地

鳥取県告示第七百四十六号

境港市農業協同組合が行う土地改良事業（農村地域農業構造改善事業上道中野地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成五年九月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び規約の写し
- 二 縦覧に供する期間
平成五年九月二十日から二十三日間
- 三 縦覧に供する場所
境港市役所
- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百四十七号

次のように保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成五年九月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 保安林予定森林の所在場所
西伯郡中山町羽田井字中山原一四一九の二一、一四一九の五四
- 二 指定の目的
公衆の保健
- 三 指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐は、択伐による。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び中山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第七百四十八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成五年九月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成五年三月十六日 鳥取県指令受島土維第七百三号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市興南町

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市富安一丁目一三五

富村雪枝

鳥取県告示第七百四十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、次の都市計画を変更しようとするので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により告示する。

当該都市計画の案は平成五年九月十七日から同年十月一日まで鳥取市役所（鳥取市尚徳町一一六）において公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、平成五年十月一日までに知事に意見書を提出することができる。

平成五年九月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画公園 四・五・一号ニュータウン中央公園
都市計画を変更する土地の区域

変更する部分

鳥取市若葉台南一丁目

公 告

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定に基づき、クリーニング師試験を次のとおり実施する。

平成5年9月17日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 試験の日時

区 分	日	時
学科試験	平成5年10月15日（金）	午前10時から正午まで
実地試験	平成5年10月15日（金）	午後1時から

2 試験の場所

鳥取市南古方一丁目71-3 鳥取県理容美容高等専修学校

3 試験の方法

(1) 試験は、学科試験及び実地試験とする。

- (2) 学科試験は、次に掲げる事項について行う。
- ア 衛生法規に関する知識
 - イ 公衆衛生に関する知識
 - ウ 洗濯物の処理に関する知識
- (3) 実地試験は、次に掲げる事項について行う。
- ア 洗濯物の処理に関する知識（薬品の鑑別及び洗濯物の仕分け）
 - イ 洗濯物の処理に関する技能（染み抜き及びアイロン仕上げ）
- 4 受験資格
- 学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条に規定する者（クリエニシテ業法の一部を改正する法律（昭和30年法律第154号）附則第5項の規定により学校教育法第47条に規定する者とみなされる者を含む。）であること。
- 5 受験願書の受付期間
- 平成5年9月24日（金）から同月30日（木）まで（郵送による場合は、平成5年9月30日（木）までの消印があるものに限って受け付ける。）
- 6 受験願書の提出先
- ア 鳥取県内に住所を有する者 その住所地を管轄する保健所
 - イ 鳥取県外に住所を有する者 〒680 鳥取市東町一丁目220 鳥取県衛生環境部衛生課
- いずれの場合においても、持参又は郵送によること。なお、郵送は書留によることとする。
- 7 受験願書の添付書類
- 所定の受験願書2部に、次に掲げる書類を添付すること。
- ア 履歴書
- イ 受験資格を有することを証明する書類
- ウ 写真（出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した上半身像のもので手札型のものとし、裏面に氏名及び生年月日を記載すること。）
- 8 受験手数料及び納付方法
- 受験手数料は7,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定欄にはり付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。なお、既納の手料金は、還付しない。
- 9 試験会場に持参するもの
- (1) 学科試験 受験通知書及び筆記用具
 - (2) 実地試験 アイロン仕上げのできる長そでのワイシャツ（綿の混入率が35パーセント以上のもに限る。）
- 10 合格者の発表
- 試験に合格した者の氏名は、平成5年10月29日（金）に発表するとともに、受験者全員に試験結果を通知する。
- 11 その他
- (1) 出願者には、試験前日までに受験通知書を送付する。
 - (2) 試験の詳細については、鳥取県衛生環境部衛生課（電話0857-26-7247）又は住所地进行を管轄する保健所に照会すること。ただし、文書によつて照会する場合は、62円切手をはった返信用封筒を同封すること。